公立大学法人福岡県立大学公的研究費不正防止要綱の概要

相談窓口

研究者の事務処理を支援し、外部からの照会に対応するための相談窓口（第5条）
【文科省報告】
第2節(1)④効率的な研究遂行を適切に支援する
第5節①相談窓口の設置

相談者
研究者
業者
相談

相談窓口
学務部
〈公的研究費の申請及び報告に関すること〉
経営管理部
〈公的研究費の経理に関すること〉

納品検収部署

科学研究費補助金その他理事長が定めた経費にかかる物品等の発注に基づく検収は、経営管理部が行う。（公立大学法人福岡県立大学会計事務処理要領第4条）
【文科省報告】
第4節④発注・検収業務について当時者以外によるチェック機能システムの構築・運営

最高管理責任者　理事長

大学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う。（第4条）
【文科省報告】
第1節①最高責任者を定める
第1節④リーダーシップの発揮

統括管理責任者　副理事長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。（第4条）
【文科省報告】
第1節②統括管理責任者を定める

部局責任者　最高管理責任者が指名する者

各部局における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。（第4条）
【文科省報告】
第1節③部局責任者を定める

公的研究費不正防止委員会

【組織】
副理事長、理事（教員兼務理事）、事務局・人間社会学部・看護学部から理事長が指名する者（第6条）

【業務】
公的研究費不正防止計画の策定及びその推進に関すること
公的研究費不正防止に関する規定の策定に関すること
公的研究費不正防止に関する調査研究に関すること
公的研究費不正防止に関する方針等の公表に関すること

【文科省報告】
第3節　不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施
(1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定
①不正要因の調査、機関全体の状況を体系的に評価する
②不正防止計画の策定
(2)不正防止計画の実施
①防止計画推進部署の設置
②最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明し、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。

公的研究費監査委員

【組織】
公的研究費に関与しない事務局の職員で、理事長が指名する者（第7条）

【業務】
公的研究費の内部監査に関すること
公的研究費の不正に関する法人内外からの通報に関すること

【文科省報告】
第3節　不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施
(1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定
①不正要因の調査、機関全体の状況を体系的に評価する
②不正防止計画の策定
(2)不正防止計画の実施
①防止計画推進部署の設置
②最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明し、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。

通報（告発）窓口

公的研究費の不正に関する法人内外からの通報、告発等に対応する（第7条）
【文科省報告】
第5節②告発窓口の設置

監事